

技術士法施行規則

総理府令八十五号

技術士法第五条、第七条第一項、第十三条、第十四条及び第二十三条の規定に基づき、及び同法を実施するため、技術士法施行規則を次のように定める。

昭和 32 年 12 月 23 日

内閣総理大臣 岸 信 介

技術士法施行規則
(試験期日等の公告)

第一条 予備試験又は本試験を施行する日時、場所その他試験の施行に関し必要な事項は、科学技術庁長官があらかじめ官報で公告する。
(予備試験の実施)

第二条 予備試験は、毎年一回、東京都及び大阪市において行う。
(予備試験の受験手続)

第三条 予備試験を受けようとする者は、別記様式第一による予備試験受験申込書に履歴書及び写真を添え、これを科学技術庁長官に提出しなければならない。
(科学部門)

第四条 技術士法(昭和 32 年法律第 124 号。以下「法」という。)第五条の科学部門は次のとおりとする。

- 一 理学部門
 - 二 工学部門
 - 三 農学(林学、水産学、畜産学及び獣医学を含む。以下同じ。)部門
 - 四 医学(歯学及び薬学を含む。以下同じ。)部門
- (予備試験の試験科目)

第五条 予備試験の試験科目は、次の表の上欄に掲げる科学部門について、それぞれ同表の中欄に掲げる科目及び同表の下欄に掲げる科目のうち受験者があらかじめ選択する二科目とする。

科学部門	必須科目	選択科目
理学部門	理学一般	数 理 学 物 理 学 化 学 生 物 学 外 国 語
工学部門	工学一般	
農学部門	農学一般	
医学部門	医学一般	

(予備試験の試験方法)

第六条 予備試験は、筆記によつて行う。

(本試験の実施)

第七条 本試験は、毎年一回、東京都において行う。

(本試験の受験手続)

第八条 本試験を受けようとする者は、別記様式第二による本試験受験申込書に次の書類を添え、これを科学技術庁長官に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 予備試験に合格したこと又は法第六条の規定により予備試験を免除する者に該当することを証する証明書又は書面
- 三 法第七条第二項に規定する受験資格にかかわる業務に関する別記様式第三によつて記載した業務経歴書並びにその業務に従事したこと及びその期間を証する証明書又は書面
- 四 写真

(技術部門)

第九条 法第七条第一項の技術部門は、次のとおりとする。

- 一 機械部門 九 建設部門
- 二 船舶部門 十 水道部門
- 三 航空機部門 十一 衛生工学部門
- 四 電気部門 十二 農業部門
- 五 化学部門 十三 林業部門
- 六 繊維部門 十四 水産部門
- 七 金属部門 十五 生産管理部門
- 八 鉱業部門 十六 応用理学部門

(本試験の試験科目)

第十条 本試験の試験科目は、次の表の上欄に掲げる技術部門について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

技術部門	試験科目
一 機械部門	機械工作 原動機 工作機械 精密機械

	鉄道車両 自動車 産業機械 暖冷房及び冷凍機械
二 船舶部門	船体 船用機械 造船設備
三 航空機部門	機体 原動機 装備 保安施設
四 電気部門	発送配電 電気機械 電気応用 電気通信 電子応用 電気材料
五 化学部門	化学肥料 窯業 無機薬品 有機合成品 燃料 繊維素加工 プラスチック 有機化学製品 電気分解 化学装置及び設備
六 繊維部門	紡績 製布 染色仕上げ加工
七 金属部門	鉄冶金 非鉄冶金 金属材料 表面処理(金属防食を含む。) 金属加工
八 鉱業部門	金属鉱業 石炭鉱業 石油鉱業
九 建設部門	土質及び基礎鋼構造及びコンクリート 都市及び地方計画 河川、砂防及び海岸港湾(空港を含む。) 水力 道路 鉄道
十 水道部門	上水道 下水道 工業用水道
十一 衛生工学部門	水質管理 汚物処理 衛生施設
十二 農業部門	畜産 農芸化学 農業土木 蚕糸 農業
十三 林業部門	林業 林産
十四 水産部門	漁業 増養殖 水産加工

十五 生産管理部門	工場管理 品質管理 包装
十六 応用理学部門	数学 物理 生物 気象 地質

2 前項の試験科目の内容については、科学技術庁長官が告示する。
(本試験の試験方法)

第十一条 本試験は、筆記及び口頭によって行う。
(合格証書の授与及び合格者の公告)

第十二条 予備試験又は本試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する別記様式第四又は様式第五による証書を授与するほか、その氏名を官報で公告する。
(登録事項)

第十三条 法第十四条の規定による登録簿の登録事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名、生年月日及び住所
- 三 本試験に合格した年月及び合格した本試験の技術部門
- 四 自ら技術士としての業務を営もうとするときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地
- 五 他の技術士の事務所に勤務するときは、その勤務する事務所の名称及び所在地並びにその事務所を営営する技術士の氏名
- 六 会社その他の者に勤務するときは、当該会社その他の者の名称及び所在地

(登録の申請)

第十四条 技術士の登録を受けようとする者は、別記様式第六による技術士登録申請書に次の書類を添え、これを科学技術庁長官に提出しなければならない。

- 一 履歴書
 - 二 本試験に合格したことを証する証書の写
 - 三 法第三条第一号の規定に該当しない旨の市区町村長の証明書
 - 四 法第三条第二号及び第四号の規定に該当しない旨の宣誓書
 - 五 法第三条第三号又は第六号に規定する職にあつた者またはある者については、当該各号に該当しない旨の当該各号に規定する処分をする権限を有する官庁その他の機関の証明書
 - 六 前号に規定する者以外の者については、同号に規定する職になつた旨又はない旨の宣誓書
- (登録)

第十五条 科学技術庁長官は、前条の申請があつたときは、技術士登録申請書及び添付書類の記載事項を審査し、当該申請者が技術士となる資格を有すると認めるときは、登録簿に登録し、かつ、当該申請者に別記様式第七による登録証を交付する。

- 2 科学技術庁長官は、前項の審査の結果、当該申請書が技術士となる資格を有しないと認めるときは、その理由を付し、技術士登録申請書を当該申請者に返却する。

(登録簿の様式)

第十六条 法第十五条の登録簿の様式は、別記様式第八のとおりとする。

(登録証の訂正)

第十七条 法第十七条第一項の規定による登録証の訂正を受けようとする者は、別記様式第九による登録証訂正申請書に登録証を添え、これを科学技術庁長官に提出しなければならない。

- 2 科学技術庁長官は、前項の申請があつたときは、登録証を書き換えて当該申請者に交付する。
(登録証再交付の申請等)

第十八条 技術士は、登録証を汚損し、又は失つたときは、遅滞なく、別記様式第十による登録証再交付申請書にその理由を記載し、汚損した場合にあつては、その登録証を添え、これを科学技術庁長官に提出しなければならない。

- 2 技術士は、前項の申請をした後失つた登録証を発見したときは、遅滞なく、これを科学技術庁長官に返納しなければならない。

(登録の取消の届出)

第十九条 技術士がその業務を廃止し、死亡し、又は法第十八条第一号に該当するに至つたときは、当該技術士、その相続人又は法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

(登録の取消等)

第二十条 科学技術庁長官は、法第十八条第二号又は法第十九条の規定に

より技術士の登録を取消し、又は技術士の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を取消し、又は停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

2 前項の規定により技術士の登録の取消しについて通知を受けた者は、当該通知を受けた日から十日以内に、登録証を科学技術庁長官に返納しなければならない。

(登録事項の変更)

第二十一条 科学技術庁長官は、第十七条第一項に規定する申請があつたとき、第十九条に規定する届出があつたとき、又は法第十八条第二号もしくは法第十九条の規定による技術士の登録の取消しもしくは技術士の名称の使用の停止の処分をしたときは、登録簿の当該技術士に関する登録を訂正し、もしくは消除し、又は当該技術士の名称の使用の停止の旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正もしくは消除し、又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

付 則

この府令は、公布の日から施行する。

(別記)

様式第一

予備試験受験申込書	
収入印紙	本籍地 現住所 (<small>ありがな</small>) 氏名
	年 月 日生
下記により、技術士予備試験を受験したいので履歴書及び写真を添えて申し込みます。	
1 希望する受験地	
2 受験を希望する科学部門	
3 選択する科目	
	年 月 日
	科学技術庁長官 殿 氏 名 印

備考1 申込書には、所定の手数料(500円)に相当する額の収入印紙をはること。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

様式第二

本試験受験申込書	
収入印紙	本籍地 現住所 (<small>ありがな</small>) 氏名
	年 月 日生
下記により、技術士本試験を受験したいので、関係書類を添えて申し込みます。	
1 受験を希望する技術部門	
2 受験を希望する試験科目	
	年 月 日
	科学技術庁長官 殿 氏 名 印

備考1 申込書には、所定の手数料(1,000円)に相当する額の収入印紙をはること。

- 2 受験を希望する試験科目の欄は、その試験科目のほか、科学技術庁長官が告示する試験科目の内容について受験者の専門とする事項を具体的に記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

様式第三

業 務 経 歴 書					
氏 名					
事務所又は 勤務先名 (都課まで)	所在地	地位・職名	職務内容	在 職 期 間	
				年月～年月	年数

- 備考 1 法七条第二項に規定する業務に従事した経歴を年代順に記入すること。
 2 職務内容は、できるだけ具体的に記入すること。
 3 在职期間の年数は、何年何月と記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格 B5 とすること。

様式第四

番号
 技術士予備試験合格証
 本籍地の都道府県名
 氏名
 年 月 日生
 合格の年月
 上記の通り技術士予備試験に合格したことを証する。
 年 月 日
 科学技術庁長官 ㊦

様式第五

番号
 技術士本試験合格証
 本籍地の都道府県名
 氏名
 年 月 日生
 合格の年月
 技術部門
 上記の通り技術士本試験に合格したことを証する。
 年 月 日
 科学技術庁長官 ㊦

様式第六

収入印紙
 登録申請書
 技術士の登録をうけたいので、技術士法第14条の規定により申請をいたします。

(ふりがな) 氏名	
生年月日	
本籍地	
現住所	
本試験に合格した年月	
本試験の技術部門	
自ら営むとき 業務を	主たる事務所 名称 所在地
	従たる事務所 名称 所在地
他に勤務するとき	名称 所在地
	経営者

年 月 日
 科学技術庁長官 殿
 氏 名 ㊦

- 備考 1 他に勤務するときの欄は、第 13 条第 5 号又は第 6 号の区別により記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 B5 とすること。

様式第七

番号
 技術士登録証
 住所
 氏名
 年 月 日生
 登録年月日
 登録番号
 事務所の名称
 事務所の所在地

合格した技術部門
 技術士法 14 条の規定により登録したことを証する。
 年 月 日
 科学技術庁長官 ㊦

様式第八

技術士登録簿

登録番号	登録年月日	氏名	生年月日	住所	本試験合格年月	本試験部門	自ら営むとき		他に勤務するとき		備考
							主たる事務所所在地	従たる事務所所在地	名称	所在地	

様式第九

登録証訂正申請書
 住所
 登録年月日
 登録番号
 (ふりがな)
 氏名
 年 月 日生
 技術士法第16条第2項の登録証の記載事項に下記のとおり変更がありましたから、同法第 17 条第 1 項の規定により登録証の訂正を申請します。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考

年 月 日
 科学技術庁長官 殿
 氏 名 ㊦

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B5 とすること。

様式第十

登録証再交付申請書
 住所
 登録年月日
 登録番号
 (ふりがな)
 氏名
 年 月 日生
 技術士法施行規則第18条の規定に基づき、下記理由により登録証の再交付を申請いたします。

理由
 年 月 日
 科学技術庁長官 殿
 氏 名 ㊦

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B5 とすること。

技術士本試験受験申込期限

受験申込受付締切日 4月30日(水)

と決定いたしました。場所、試験科目内容の詳細は 3月15日付官報を御覧下さい。施行規則は本誌掲載を参照されたく、科学技術庁長官の告知は本誌の印刷に間にありませんので御了承願います。お問い合わせがあれば資料を差上げます。